

## 第5次障害者基本計画 概要

## I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

## II 総論の主な内容

## 1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

## 2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

## 3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

## 4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

## 5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

## III 各論の主な内容(11の分野)

## 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

## 2. 安全・安心な生活環境の整備

## 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

## 4. 防災、防犯等の推進

## 5. 行政等における配慮の充実

## 6. 保健・医療の推進

## 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

## 8. 教育の振興

## 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

## 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

## 11. 国際社会での協力・連携の推進

## IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

## 第5次障害者基本計画 概要

## V 各論の主な内容

## 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

## ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

## 2. 安全・安心な生活環境の整備

## ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

## 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

## ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

## 4. 防災、防犯等の推進

## ○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

## 5. 行政等における配慮の充実

## ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

## 6. 保健・医療の推進

## ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

## 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

## ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

## 8. 教育の振興

## ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

## 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

## ○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

## 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

## ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

## 11. 国際社会での協力・連携の推進

## ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

## 第5次障害者基本計画 主な成果目標

### < 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9% (一般市町村) (2021年4月)	80%以上(同左) (2027年度)

### < 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値(直近値)	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 <sup>(注1)</sup>	94.5% (段差解消) (2020年度)	原則100% (同左) (2025年度)
ノンステップバスの導入率 <sup>(注2)</sup>	63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
福祉タクシーの導入台数	41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率 <sup>(注3)</sup>	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上以上の施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上以上の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定  
(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外  
(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

### < 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値(直近値)	目標値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
電話リレーサービスの普及状況(利用登録者数)	1万1,275人 (2022年末)	前年度比増 (2027年度)

### < 保健・医療の推進 >

指標	現状値(直近値)	目標値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)

### < 教育の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9% (指導計画) 84.8% (教育支援計画) (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5% (門から建物まで) 57.3% (昇降口・玄関等から教室等まで) (2020年度)	全ての学校に整備 (2025年度)

### < 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% (2021年6月)	56% (2027年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円 (2020年度)	前年度比増 (2027年度)

### < 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	31% (成人) 41.8% (若年層※7~19歳) (2021年度)	40%程度(成人) 50%程度(若年層) (2026年度)

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**〔児童福祉法、母子保健法〕
  - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
  - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
  - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**〔児童福祉法〕
  - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
  - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**〔児童福祉法〕
  - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
  - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**〔児童福祉法〕
 

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**〔児童福祉法〕
 

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**〔児童福祉法〕
 

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。  
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。  
 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目標として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**〔児童福祉法〕
 

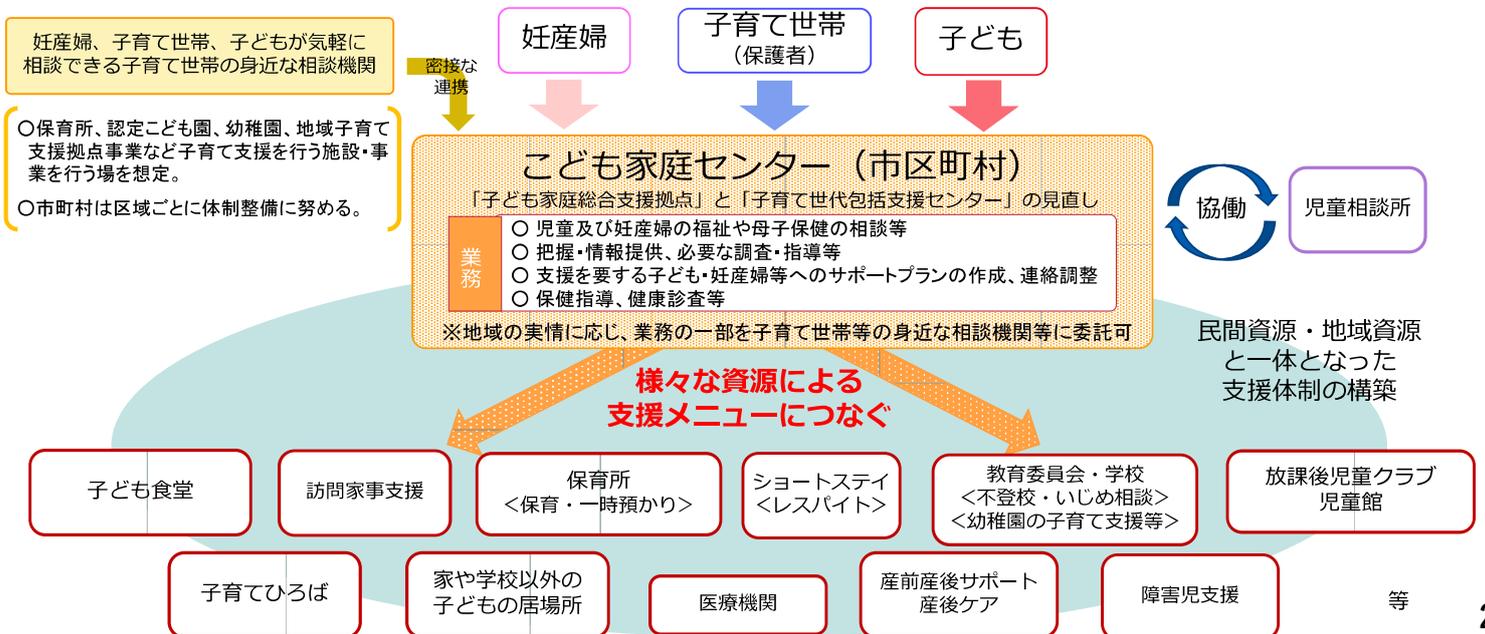
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

## こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**
  - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**
  - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



## 市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

### 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

### 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

### 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援を行う。**  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

### 子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

### 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

### 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

3

## 児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

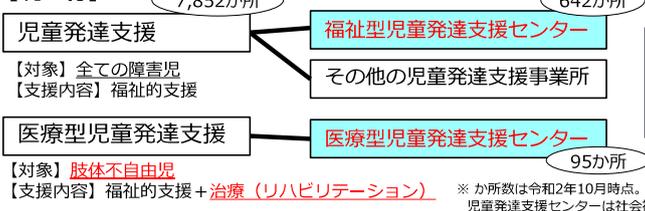
### <制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による**類型**となっている。

### <改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、**地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。**  
  - <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
    - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
    - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
    - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
    - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。  
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

### 【現行】



### 【改正案】

